

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成21年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成21年10月7日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成21年10月 7 日 水曜日
 開 会 午前10時 1 分
 散 会 午後 4 時16分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例
- 2 陳情平成20年第80号、同第84号、同第139号、同第158号、同第198号、同第201号、陳情第39号、第48号、第53号、第123号、第129号、第130号、第150号、第174号の2、第176号、第177号、第180号、第182号及び第183号
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君

委員 前島明男君
委員 玉城満君
委員 上里直司君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	比嘉俊昭君
農政経済課長	東崎信哉君
営農支援課長	本永忠久君
糖業農産課長	山城毅君
森林緑地課長	長間孝君
水産課長	勝俣亜生君
観光商工部長	勝目和夫君
経営金融課長	比嘉清市君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第10号議案、陳情平成20年第80号外18件及び閉会中継続審査(調査)についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第10号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年第5回沖縄県議会定例会の議案書に基づ

き、説明させていただきます。

それでは、議案書その2の18ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例について、その概要を御説明いたします。

本議案は、国が京都議定書において温室効果ガスの削減を目指す施策の一環として、森林の保全や木材利用促進を図ることを目的に県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、基金を創設するものでございます。

基金事業の内容としては、森林の修景環境保全等の里山再生対策、木造による公共施設の整備及び地域材の新たな利用開発に対する支援となっております。基金の設置期間は、平成21年度から平成23年度までの3カ年間となっております。

以上が本件の概要であります。

よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例ですが、本会議や委員会でもいろいろ取り上げられている林道の問題があり、今賛否が問われていますよね。これとの関係を説明してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず事業の目的が、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を目的に、森林整備の加速化、林業再生事業に対して交付することになっております。そして、これは3つの事業に分かれていまして、1つ目の里山再生対策事業としては、森林病虫害の防除、それから広葉樹林等の再生及び森林内の修景等環境保全や自然に対する支援、2つ目の木造公共施設整備事業として、学校等の教育施設や社会福祉施設等を対象に、木材施設の整備や木質内装工事に対する支援、3つ目の地域材利用開発事業として、県産材の新たな利用開発や製品開発に対する支援でございます。本県で基金を活用した事業については、新たに伐採して

やるものではなくて、先ほども言いましたように、例えば、平成21年度に考えているものでは、今花が咲かないデイゴがあるものですから、デイゴヒメコバチの防除をするとか、あるいは木材の利用としてどういうものがあるのかということを考えていまして、新たに木材を伐採して使うということではなく、既存のものを使って事業を進めていきたいと考えています。

○**渡久地修委員** では、今問題になっている林道事業とは直接関係がないということですね。そしてデイゴヒメコバチの防除とありましたが、どのような事業を皆さんは想定していますか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 平成21年度は、先ほど御説明したようにデイゴヒメコバチの防除、それから県産材の重箱とか盆とかの木工開発をやっているということでございます。それから、平成22年度は予定ですけれども、学校関係の木質内装や保育園の木造施設整備や、リュウキュウマツ以外の木質の製品開発とか、そういったものを考えています。

○**渡久地修委員** ちなみに、今出たデイゴヒメコバチは物すごい被害ですよ。そして、出たついでにデイゴヒメコバチの被害状況がわかれば教えていただきたいのと、リュウキュウマツに関しては考えていないんでしょうか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 今の計画の中で、デイゴヒメコバチの防除はこの事業でやり、それからリュウキュウマツの被害については、別の事業を準備しておきまして、それに対応するものと考えております。そして、デイゴヒメコバチの今の状況については、森林緑地課長から説明させます。

○**長間孝森林緑地課長** デイゴヒメコバチについては、近年八重山地域、石垣地域、その辺から進入しまして、現在は全県的に被害が広がっております。そういうことで、今農林水産部としては関係機関を集めて、こういう対策で取り組んでおります。主な対策については、最近樹幹注入という新たな薬剤が開発されておりまして、主な公共施設等において、樹幹注入等を今実施しているという状況でございます。

○**渡久地修委員** この林野庁における今度の事業をホームページから見ると、先ほどあったように里山再生ですよ。そうすると、このデイゴヒメコバチというものは、那覇市内の公園やこの辺の街路樹とか、かなり全県的に広がって

いますよね。そういう意味では、この事業は里山だけに限るのか、その辺の街路樹や公園とか、どの地域を想定しているのか教えてください。

○長間孝森林緑地課長 本事業は、基本的にはこれは森林地域ということを考えておりまして、道路や公園や学校等は対象にはしておりません。というのは、基本的にはそういうものは管理者のほうで防除対策を行うということで、里山を中心に森林地域を中心に行うということを考えております。

○渡久地修委員 このデイゴヒメコバチの防除の研究というものは、ほかの県では多分ないはずですよ。デイゴだから、沖縄県がやらないといけないので、そういう意味では、防除の研究についてはどこがやって、皆さんはどうかかわりを持っているんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 防除技術の開発につきましては、森林資源研究センターというものがございまして、そこのほうと製薬会社が連携して、今取り組んでいるという状況でございます。

○渡久地修委員 このデイゴヒメコバチは、先ほども申したように、これは全県的な課題になっていますので、森林地域で今回実施するということが、いろんな分野、関係機関とも連携して、ぜひ公園、街路樹、民間の地域等含めて、防除ができるようにやっていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 お尋ねいたしますが、この沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例第6条第3項で、木造の公共施設等を整備する事業であって云々とありますが、この木造の材質というものは、県産材に限定しているということでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県産材を含めて移入材、国内から入ってくるもの、沖縄本島に入ってくるものも含めて、使うということになっております。

○上里直司委員 これは皆さん、ぜひ検討していただきたいんですが、県内の小中学校の木造建築、建具等の木質の部分は、今農林水産部長がおっしゃった

移入材を使用しているようなケースが多々見られるんです。そのケースは、県内の業者が仕入れているということだけではなくて、海外で組み立てて、それを県内に持ってくるという例が指摘をされているんです。こういうものにも、この基金が想定する事業、いわゆる木材の公共施設等を整備する事業というものには該当するんですか。

○長間孝森林緑地課長 この事業では、基本的には地域材の活用となっております。まして、特に沖縄県の場合は、本土におけるスギ・ヒノキというように、構造材が現在、非常に少ないということで、地域材として構造の部分については、九州地域を一応考えております。それから、内装部分については、県産材を使っていきたいと考えております。

○上里直司委員 直接所管するところではないので、皆さん把握は難しいと思うんですが、恐らくこの基金の設置は、全国的なベースでやられているわけなんです。そうすると、当然沖縄県の構造材というものは限定されているし、使える材も限られているわけです。しかし、その次にくるとすれば、国内産材を使用するというのを念頭に置かなければ、何でもかんでも公共施設の整備事業で一特に移入材の問題が今指摘されている中で、かなり限定的にぜひ使っていただきたいと。それは皆さんもそういう内容ですから、その辺にとどめておきますけれども、そういうことを要請して私のほうからは終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 せっかくの基金なので有効に使っていただくという趣旨でお尋ねしたいんですが、まず財源、それからトータルの額を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 3年間で1億円の財源で、3年間でこの事業に支出するということでございます。

○座喜味一幸委員 3年間で1億円を使っていくんですが、全体の事業というかメニューについて、具体的な計画は策定されていますか。

○長間孝森林緑地課長 全体のメニューとしましては、まずこれは全国ベースの話になりますと、まず間伐の実施であるとか林内路網の整備、里山再生対策

事業、森林境界の明確化、高性能林業機械の導入、それから木材流通加工施設の整備、木材それから木質バイオマスの流通の円滑化等、そのほか学校や福祉施設等の木造公共施設等の整備というものが、一応全体のメニューになっておりあります。

○座喜味一幸委員 全体のメニューはわかったんですが、一応この3年間で今の言う何項目かの事業の中で、優先順位とか緊急性とか効率性というものをかんがみて、どの事業にどれくらいの金をつけて、3年間でどのような金の使い方をするという具体的なプログラムができていないと、基本的にいけないんじゃないの。

○長間孝森林緑地課長 具体的なスケジュール、全体事業計画ですが、里山再生対策事業においては、平成21年、平成22年、平成23年ということで、今取り組む予定にしております。そして、平成21年度は一応多良間村で行う予定にしております。それから、木造公共施設整備事業については、準備の関係や設計等もいろいろありますので、平成22年度、平成23年度で予定にしております。場所は、島尻特別支援学校の寄宿舎、これは内装工事を予定しております。それからもう一つは、東村におきまして、木造で保育園を整備するというのを予定しております。それから地域材利用開発事業ということで、県産材による重箱やお盆とか、そういう小木工の利用開発、それからデイゴ等を活用した学童机、学校の机の天板の張りかえ等そういう技術を開発しまして、県産材の利用の振興につなげていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 まだ具体的な事業費の計上や予算の配分、総枠の押さえというものは、これからということで理解していいんですか。一応メニューは一対象事業は決まったけれども、今言ったメニューを全部積算してみると、全然お金が足りないという話もあるのかもしれませんが、この詰めはこれからだという理解でよろしいんですか。

○長間孝森林緑地課長 現段階では、里山再生対策事業に700万円程度、それから木造公共施設整備事業のほうに8435万円程度、それから地域材利用開発事業に750万円、それから協議会を設置することになっておりますので、協議会の運営ということで115万円を今計画しておりまして、総額が1億円ということで考えております。

○座喜味一幸委員 事業そのものというものは何か、全額経費負担ということなのか。それとも、事業費に対してこの事業で充当する金は補助率というものを決めてやるのか、どうなのでしょう。

○長間孝森林緑地課長 今回の基金については、原資のほうはすべて100%国のほうからの補助金という形になりまして、この基金は取り崩し式の基金となっております。

○座喜味一幸委員 なかなかつぶしのいい事業だというのはわかりましたが、特別支援学校の内装工事というものが入っていましたが、基本的に学校は文部科学省所管の施設なんです、そういう施設に関しても、内装工事までやれるというようなメニューになっているのでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 公共施設ということで、文部科学省のもの、それから保育園等も対象になっておりまして、今回の島尻特別支援学校の寄宿舎については、教育庁と連携しながら、今進めている状況でございます。

○座喜味一幸委員 この基金は、非常に使い勝手がいい、場合によっては、今までなかなかできなかったメニューがこなせそうな、すごくいい事業だと認識しましたが、せっかくですから、しっかりと地域のニーズ、それからいろんな緊急性、あるいは効果の出そうな事業をしっかりと地元から拾い上げてやっていけば、これは非常にいい基金かと思しますので、しっかりと詰めて地域のニーズを吸い上げて、非常に効果のあるような事業執行を期待していますので、よろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 座喜味委員に関連しまして、沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例第6条第3項ですが、今メニューとして島尻特別支援学校というようなことがありますけれども、市町村が行うものの支援もあるというお話なんです、市町村ともなると、各学校から欲しい欲しいと言ったら対応できるのかと。私たちも新設校をつくり、教室を改造をしますと言った場合の取り扱いはどういうことになるのか、確認させてください。

○長間孝森林緑地課長 現時点で、国から本事業に対する割り当てというものが一時的配分ということを知っておりますが、1億円となっております、ほかに追加配分があるかどうかについては、現在のところまだ何ともいえないという状況でございます。

○仲宗根悟委員 これからこういうメニューがあります、こういった条例が制定されましたというものを行き渡らせるというか周知をします。では、私たちもくださいというような申し込みは今からというお話ですか。

○長間孝森林緑地課長 本事業につきまして、市町村それから県の教育関係機関、それから林業関係の団体等も含めて、一応は説明会を行いまして、要望等を聞いた上で、現在の計画を立てております。今後、そういう要望等があった場合については、国のほうと連携しながら検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 国と今要望等がある場合は調整したいということなんです、必ず平成24年の間までに行ってくださいというような時限的なものなんですよね。

○長間孝森林緑地課長 はい。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 先ほど渡久地委員からデイゴヒメコバチの話が出たので、八重山地域から本当にデイゴの木がほとんどなくなっているという状況で、厳しいということで、私は一般質問でも何度か取り上げまして、デイゴヒメコバチの研究をしておられるということで、今の県内のデイゴの状況というものをどう把握しておられますか。

○長間孝森林緑地課長 最近のデイゴヒメコバチの被害状況ですが、去年、一昨年あたりは非常に全県的な広がりでもひどい状況でした。そして、八重山地域に少し台風が接近したりしたということもありまして、このデイゴヒメコバチというものは、葉っぱの先のほうに虫こぶができるわけです。そして、それが結構台風によって吹き飛ばされて、八重山地域あたり、それから沖縄本島あたりも少し吹き飛ばされたせいか、回復状況にあると思っております。ただ、八

重山地域とか宮古地域も同じですけれども、非常に土壌の土がかたいとか、それから水分吸収がうまくいかないとか、かたい土であるとか、やせたところとか、そういう部分について、やはり枯れているというものも結構確認されております。それから、今回のデイゴヒメコバチ対策は、基本的には樹幹注入を考えております。

○辻野ヒロ子委員 県花であるデイゴの花がほとんど咲かなくなっているというのは、とても嘆かわしいことだと思うんです。那覇市奥武山も私はときどき朝、散歩するんですが、ほとんど枯れてしまっている。もう県花を変えないといけないんじゃないかという心配もしていますけれども、八重山地域も、今森林緑地課長がおっしゃったように一台風で助けられて、ばーっとみんな取られて、そしてまた新芽が出てくるという状況で、なかなか花が咲くというところまではいかなくて、ほとんど各学校の敷地に大木が植えられているんですね。それがもうみんな枯れて、根から掘り起こされていく厳しい状況を見ているものですから、早目にこういうものの対策をしないと、全県に広がっていくし、松くい虫が広がるように、リュウキュウマツも県木ですから、県木と県花をしっかりと守るためにも、この基金をしっかりと活用していただきたいと思うんですが、農林水産部長いかがでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 本事業は、基本的には里山森林地域を考えておりますが、デイゴヒメコバチ対策につきましても、学校関係者、それから道路関係者、公園の管理者等を含めて地域ごとに対策会議も開催しまして、樹幹注入のやり方、講習会、それから新たに薬剤散布という散布用の薬剤も開発されておりますので、その辺のことも含めて連携しながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ平成24年の3月までという期限もありますので、その間でしっかりと県花・県木を守っていただきたいと思います。よろしく願います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外14件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。今委員会に付託されております陳情案件は、継続10件、新規5件でございます。なお、継続陳情10件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の24ページをお開きください。

陳情第150号、陳情区分は新規、件名は八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内のアカキノキ現状回復及びキノ展示林の設置に関する陳情、陳情者は八重山戦争マラリア遺族会会長篠原武夫であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

キノノキは、かつて、マラリア治療薬のキニーネの原料として使用されていましたが、近年、合成薬剤が開発され、ほとんど使用されておりません。

キノノキは潮風害に大変弱いため、生育可能地は極めて限定され、沖縄において野外で生育しているものはほとんどありません。そのため、県としては、植栽試験等の調査を行った上で、展示林の設置について検討していきたいと考えています。

次に、26ページをお開きください。

陳情第177号、陳情区分は新規、件名は沖縄の農業発展と農家のくらしを守る陳情、陳情者は名護民主商工会会長仲本興真であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県においては、負債農家の再建のため、経営改善計画書の作成指導を実施するとともに、農家の負担軽減を目的とした農業経営負担軽減支援資金借入れに対し、利子助成を実施しているところであります。

また、JAにおいては、債務者との相談において再建可能性のある農家には負債農家負担軽減支援措置により、支払期間延長や利息の減免、遅延損害金の

免除等により再建支援に努めているとしております。県としましては、今後とも、市町村、JA等と連携し、負債農家の再建に向けた支援を行ってまいります。また、JAの債権回収と業務運営について、調査指導を行ってまいります。

次に、28ページをお開きください。

陳情第180号、陳情区分は新規、件名はEPA・FTA推進路線の見直しを求め、米FTAの推進に反対する陳情、陳情者は沖縄県農民組合連合会会長中村康範であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

今後、世界の国々との間でEPA等が締結され、我が国の重要品目の関税が撤廃された場合、国内農業生産の減少や関連産業への影響、就業機会の喪失などが見込まれております。特に、沖縄県の重要作物であるさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど本県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県としましては、EPA等各国との農業交渉において、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保について、関係団体等と連携し、強く要請しているところであります。今後とも、EPA交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

次に、30ページをお開きください。

陳情第182号、陳情区分は新規、件名は美ら海協力金リーフレットの回収に関する陳情、陳情者は長崎毅であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金とは、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合及び伊良部漁業協同組合の3漁業協同組合と地元のダイビング事業者とが、平成20年2月に任意で締結した宮古地域における海面の調和的利用に関する協定に基づき、ダイビング事業者から美ら海連絡協議会に対し、協力金として支払われているものであります。美ら海協力金の徴収状況については、ダイビング事業者等に確認したところ、観光ダイバーに対して、美ら海協力金が任意であることを示したリーフレットを配布し、趣旨を説明した上で支払いを受けており、これまで強制的に協力金を徴収したことはないとのことであります。

配布されたリーフレットの中に、観光ダイバーが、美ら海連絡協議会に加入している事業所及び船舶しか利用できないと誤解させるような表現があるため、県では当該協議会に対して改善を指導しているところであります。

今後とも、関係者に対して、観光ダイバーなどへ当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

次に、32ページをお開きください。

陳情第183号、陳情区分は新規、件名は美ら海協力金強制徴収に伴う観光被害抑止に関する陳情、陳情者は長崎毅であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針については、陳情第182号と同様であります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 それでは、陳情平成20年第80号に絡み何件か出されている林道に関する陳情について質疑をさせていただきます。

私も、これまでずっと質疑をさせていただきました。ある程度問題も県民や県議会の中でも共有できているのかと思っています。そして、今回はこれまでも細かい質疑もさせていただきましたが、大きな点で私は質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。6月議会でもお聞きいたしましたが、今年度着手する県営林道の2路線、この着手の時期が9月中に行われるという答弁がありました。これがどうなっているのかということについてお答えをいただけますでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 今年度の林道については、当初9月ごろの着工を予定していましたが、現在部内において工法検討委員会という内部の組織を立ち上げまして、設計から積算も含めてそういう作業を行っていきまして、その後に林道工事環境監視委員会の設置も現在検討しておりまして、この工法検討委員会のほうで検討した結果を林道工事環境監視委員会のほうにも報告して助言いただいて、着工しようということを考えておりまして、現在のところまだ着工には至っておりません。

○上里直司委員　さまざまな問題を皆さんも受けとめているという認識でよろしいでしょうか。そういうことだと思うんです。それで9月にやるということが、大体皆さん方の着工のめどというものはいつごろを考えているのか。年内なのか、年度内なのか。

○長間孝森林緑地課長　現在、工法検討委員会等について、要するに環境保全対策、赤土対策について検討しておりまして、また費用対効果の問題、事務費の問題、積算の問題と、いろんな課題として挙がっておりますので、こういうものを整理して国と調整を行って、その段階までは着工しないということで、現在着工の時期についてはまだ考えておりません。

○上里直司委員　県民のさまざまな意見や公共事業の進め方に、これまでいろいろな指摘がされてきました。それを受けとめようという努力というか姿勢は評価したいと思っております。ですから、国との調整もありますが、ここで少し無理が出るというような形になった場合、やはり一たん事業のあり方をぜひ検討していただきたいということを最後に申し上げて、農林水産部長、答弁をいただけますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長　上里委員から御指摘のとおり、もろもろの課題があります。そういう意味では、しっかりその辺を受けとめて、その見通しも立った上でということになると思うので、その間は着手については見合わせたいと思います。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員　関連して、陳情に関して幾つか出ているので、とりあえず今林道が出ましたので、林道から聞きます。予算の執行もやめるということですが、この前の本会議でも出ましたが、この事業は、そもそも今の地方自治法とかいろんな法体系からいって、今執行することができない状況にあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長　今、費用対効果の問題とかいろいろありますので、その辺を国とも調整しながらやらないとできないと思うので、その辺を踏まえ

た形でしか実施できないので、着手については国と調整しながら進めていきたいと思います。

○**渡久地修委員** 農林水産部長がそこまで言ったのは評価するんですが、しかし、皆さんの認識はそんなものじゃないですよ。地方財政法第3条の予算の編成があります。地方財政法第3条は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とあります。合理的な基準—ここでいう皆さんの合理的な基準というものは、多分費用対効果のこともあると思うんですけど、この合理的な基準により経費を算定しというものからすると、皆さん方は今国との相談ではなくて、合理的な基準によって経費を算定したと自信を持って言えますか。

○**長間孝森林緑地課長** 当初の費用対効果の中で、算定となる因子はあるものの、その基礎となるデータというものが確認されておりません。また、費用においても維持管理費とそれから社会的割引率が計上されておりません。現在そういうものを含めて、当初の費用対効果の積算の精査をしている中ですが、ほかの計算式等についても、再度検証する必要があるという状況になっておりますので、やはり再積算をしまして、国と調整を行うということを考えております。

○**渡久地修委員** この基礎的なデータが、今因子がないと言っていたが、あるものだけでも、私たちからしたら、ちょっと不思議なものがいっぱいあるんですよ。一番大きな謎というか、不思議なものが費用対効果、かかった総事業費を分母にしてそれから得られる効果を割って1.1以上だったら費用対効果があるということで、計算上なっているんですけども、この分母をやるときに、私たちはみんな現場に行きましたけれど、木がいっぱい生えていますよね。森林、密林ですよ。そこに林道をつくったりして、それを伐採して、そしてその後植えて、何十年か後に木がまた生える。それを割るんだけど、分母になるべきものが、皆さん方から出た便益集計表からすると、森林、密林でなく疎林になっているわけよ。疎林とは何かというと、辞書を引いたら、まばらに木がある。これはまばらじゃないですよ。私たちみんな見てきましたよ。まばらに木があるという非常に少ない数式を当てはめて、効果は大きく見せる。こういう手法が、すべてもらった資料の中ではやられている。それは間違いないですよ。

○長間孝森林緑地課長 疎林の部分については、洪水防止便益のほうで整備前の流出係数の因子において疎林としたのは、伐採跡地は、事業を行わない場合、将来的に粗悪な森林状態となるとの考え方に基づいております。そういうことで、現在、算出のもととなる資料等も収集しまして、再度費用対効果を算出しているところでございます。

○渡久地修委員 今おっしゃったように、わかりやすくいえば、密林がある、その密林のところには林道を通すけれども、その密林としては計算しないで一たん伐採してから密林がなくなった、はいこれから林道つくりますからということで、これをもとに計算するから、こういうごまかしになっている、そういうことですよね。

○長間孝森林緑地課長 このようなことも含めて、当初の部分も検証しながら、再計算をしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 そういうように認めたので、これが一番大きな基礎になっていると思います。それから、楚洲仲尾線で防火帯便益というのがありますね。この防火帯便益というものは、皆さん方からもらった資料によると、火災が発生する、ここでは705万5000円を計算に入れてますね。これをよく見ますと、防火帯便益は、過去10年間に山火事があったという場合に入れるべきというのがあるんですが、過去10年間に森林火災はあったんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 現在、山火事、豪雨災害等の発生について、費用対効果の資料の中では、これらに係る便益の算出に用いる因子のもととなる資料の一部が保存されていないことから確認できておりません。なお現在、費用対効果を再計算する中で、国頭村、それから消防署等に問い合わせたところ、国頭村において、平成13年に林野火災が2件あったという調査がありますけれど、当時の分については、資料が保存されておりました。

○渡久地修委員 いずれにしても、このように10年間のものとか、それから土砂流出というのものも、皆さん1トンとかいろいろありますけれど、これも過去10年間でどうだったのかとか、全部やりなさいというのがあるんですよ。これからも逸脱しているということ、強く指摘しておきます。いずれにしても、2路線はとめるということで、ぜひこういったものは明確にして、説明責

任を果たしてやっていただきたい。そして、5路線の建設を中止しなさいという陳情が出てますよね。委員長を通して5路線の便益集計表を欲しいと言ったんですけれど、出せないと言っていました。出してください。予算を我々審査しているわけだから。皆さん、この5路線についても全く同じ方法、方式で計算してますよね、どうですか。

○長間孝森林緑地課長 積算については、基本的に同じ考えになっていると考えております。現在、再計算の情報収集等も含めてやっておりますので、その結果を踏まえて、積算した後に提供したいと思っております。

○渡久地修委員 この2路線は、今度予算にも計上もされているし、我々審査しないといけないんですよ。全委員に、5つの路線の資料について出してください。委員長、資料をぜひ出すように、よろしくお願いします。

○長間孝森林緑地課長 現在、再計算、再検証を行っておりますので、再計算してこの分について提出したいと考えております。

○渡久地修委員 今度の予算の審査もあるので、再計算の資料を後で出すのもいいんですけど、現時点のものを出してください。委員長、よろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長の指示があり、執行部から現時点の資料を提供したいとの説明があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 県民に説明責任を果たせるように、そして県議会でもきちんと審査ができるように、全員に資料の提出をよろしくお願いします。

次に、陳情第177号ですが、農林水産部長、沖縄県にとって、私たち農業振興はとても大事だと思っております。特に私たちは、沖縄県の経済発展、これは、農林水産業、第1次産業を発展させるのがまず基礎にあってこそ、ほかの産業が発展するんだという立場でやっています。特に、食糧自給率が全国で物

すごく低い中—今30%でしたかね—それを急いで当面50%に回復させるという立場で、農家の果たす役割は大きいんですけども、実はこの前びっくりしましたけれど、9月16日に名護市の農家の皆さんからの訴えがありまして、農業協同組合の貸しはがしにあっていてということで、20数名の農家の皆さんから実情を聞いてきました。聞いて本当にびっくりしました。これは本会議で、共産党の玉城ノブ子議員がそれぞれ個別の事例も言っていましたけれども、農林水産部長、こういった事例が県内の各地で今起こっているということは、把握していましたでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 一般質問の中でも、1536件の農家が延滞しているということで、その中でかなり厳しい農家もあるということは承知していましたし、ただ中身については、なかなかやはり個人情報との関係で細かい情報まではまだ把握はされておられません。

○渡久地修委員 参加して本当にびっくりしたのがいっぱいありました。東村でマンゴー栽培をやっていた農家の方は、いつの間にか借金の連帯保証人にされていたと、5名の方が来ていましたけれど、保証人になった覚えがないのに保証人になっていると。見たら同一の筆跡でやられていたとか。それから本部町で農家をやっていた人は、すべての財産—土地、家も全部担保にして競売にかけられてとられてしまったと。この人は、10年前から5年間何ともなくて、その後、11件の内容証明書が突然来て、最初は700万円の借金があると言っていたと。その後、2000万円何とか払ったけれども、あと1000万円残っていると言われたとか、とにかくいろんな理解しがたいような事態がいっぱいあったんですよ。これをよく聞いてみると、9年前の合併ですかね、どうも合併のときの債務整理、そういったものの関係もあって、起こっているような気がするんですよ。その辺はどうでしょうか。

○東崎信哉農政経済課長 ただいま委員から説明がありました事例等については、沖縄県農業協同組合に問い合わせしてみますと、10年から20年前の合併前の債権であろうということでございました。合併前の沖縄県農業協同組合のあり方といいますか、個々の農業協同組合は市町村別の小さい組織でございましたし、その業務の処理ということについて、今ほど均一というか、ちゃんとした決まりをつくって、守ってという状況になかったのではないかとことです。そういう反省も含めて、新しい沖縄県農業協同組合ができたわけでございますし、その辺の取り扱いの仕方等については、規程等整理されてきて、

現在では適正にやられているという考えであります。

○渡久地修委員 大体そういう大まかな把握としてはいいと思いますけれど、これが適正にやられているとなると、自殺者も出ているんですよ。20年前の借金の方が、突然内容証明書で払えとってきたり、これは本人の訴えですからよく調査しないといけません、1300万円借りて、1300万円払ったつもりだと。ところが、あと1300万円残っているから今度また返せとて、これが競売にかかるとか、牛を飼ったこともないのに牛の飼料代を請求されたりとか、こういうものが起こっている。ここだけではない。この前、南城市から私のほうに相談が来まして、ここでも同じように10年くらい前に養豚するからぜひ借りなさいということで、農業協同組合から借りるといって、その際、土地も買ったほうがいいよとて、お金貸すから土地も買えとて、まじめに返してきたのに、突然全部返せと。5000万円借りて約2500万円払っていたのに、合併の時期に、債務整理しないといけないからこれをすぐ返せと。こんなの返せないと言ったら、農業協同組合が貸すからこれで返せとて、有無を言わず銀行に振り込んで、これで全額返済して、これがそっくりそのまま5000万円の借金となって、これを返してきたら、今度はこれが債権回収機構に売り払われて、土地、建物など全部取り上げると。ノイローゼになって寝込んでしまったと。こういうものが、私たちのところに今結構相談に来ているんですよ。それで、小さい農業協同組合と言っていました、名護市に行ったときにびっくりしたのは、小さい農業協同組合で、昔の流儀で、職員によく考えておいてとて印鑑、通帳をほとんど預けている方が多いんですよ。それが一生懸命やっただけで、今になって、このまじめな農家の人たちがこんなに苦しめられている。沖縄県の底辺で沖縄の農業を支えてきた人たちが、今このように追い詰められているというのは、県は絶対に見逃してはいけないと思いますが、農林水産部長、この辺直接陳情者に会って、農家の方々へ皆さんが出向いていて、向こうで集めてもいいですから、正確に訴えを聞いてください。そして、今言っているのが事実なのかどうなのか、まず事実把握から始めないといけないので、ぜひこれをつかんでもらえませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の件については、当然農家からも聞かないといけないだろうし、それからJAおきなわのほうからも、どういう話なのか一応話は聞きたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ、ヤンバルに行ったときに県の土地区画整理で、そこに

やられた人たちも一生懸命農業に夢を抱いてやったけれども、多くの人が競売にかけられて離農していったという人たちもいると聞いておりますので、ぜひ調べてください。そして、農業協同組合法第5章の監督の問題で、行政庁の監督責任の問題がありますね。県はそういう意味で、監督や指導をしたり、いろいろすることがうたわれていますので、農林水産部長、ぜひ今おっしゃったように、まず実態把握に乗り出して、直接この陳情をなされた方々を含めて、当然JAおきなわからも、農家の方々からも事情聴取をして実態把握に努めていただきたいと思います。

最後に、28ページの陳情第180号EPA・FTA推進路線の見直しを求め、米FTAの推進に反対する陳情、私たちWTO農業交渉に関する意見書を全会一致で可決し、これをやられたら沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けるということで上げました。今回、EPA・FTAに関する陳情が上がっていましたが、このEPAとFTAの違いをまず教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 EPAは経済連携協定といいまして、それからFTAは自由貿易協定ということで、これは2国間で取り決めるということになります。まず、FTAについては、基本的には関税を相互に原則撤廃を決めるということです。それからEPAについては、関税の原則撤廃に加えて投資、人の移動、それから技術協力などの幅広い分野を含む協定をするということです。

○渡久地修委員 それで今おっしゃったように、FTAというものは2国間、これは10年後ですか、関税がゼロになるというものが義務づけられていると。そして、これは日米FTAがやられると、先ほど農林水産部長が壊滅的な打撃を受けると言っていますが、壊滅的な打撃というものはどういった打撃ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 重要品目であるさとうきびや肉用牛、パイナップルなどの関税が撤廃された場合、試算をしますと、まず直接的な影響額としては229億円、それから直接と波及効果すべて入れると、780億円の被害が出るということになります。それと、やはり農家が2万1000戸くらいおりますので、その辺の影響がありますし、それから製糖工場など、雇用されている関連産業の部分も直接な影響を受けるということでございます。

○渡久地修委員 今日日本の農水産物の輸入額の中で、アメリカからの輸入が24%と突出しているんです。そして、日本はアメリカに工業製品が突出している。

輸入はまた農水産物が突出していると。これが農水産物を除くということはありません。アメリカとF T Aをやられると、日本の農業は米も8割はつぶれると言われていています。だから、私はこれは皆さんの経過・処理方針等は、国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりますという表現では、農林水産部としてこれではいけないんじゃないの。本当にこんな壊滅的な打撃を受けるなら、これは沖縄県としてこんなことをやられたら困りますということ堂々と言わないと。適切に対応しますではだめですよ。これをやられたら農業は守れないよ。だから、それぐらいの強い決意で、私はこれまでもW T Oに反対する意見書も上げてきたし、そうしないと農業を守れないんじゃないですか。どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 我が国の輸入実績を見ますと、農産物で5兆円や林産物で1兆円と、これは沖縄県だけではなくて全国的な話になると思います。そういう意味では、全国と連携した形で要請運動を展開しないといけないと思うので、そういう意味では関係機関と連携してとなると思うんですが、全国的にも含めた形で、全国知事会や九州知事会を通して、しっかり国に要請する必要があると考えております。

○渡久地修委員 要するに、F T Aをやられたら困るということでの要請をするという意味で理解していいですね。

○比嘉俊昭農林水産部長 F T Aの現段階での交渉が進んでいったときに、そういう壊滅的な状況になりますので、これについては全国知事会等も通して、しっかり対応していきたいと思っております。

○渡久地修委員 とにかく、この農業は今でも食糧自給率が下がって、いかに回復するかという大問題になっているときにこういうのをやられたら、まさに、農業をつぶして日本を滅ぼすということになってしまうので、こんなことは絶対に認められないということで、これは県を挙げて、私たちは私たちが県議会で頑張っていきたいと思っておりますので、県も一緒になって頑張ってください。私たちは、J A沖縄中央会の赤嶺勇会長ともお会いして、これは大変だと、こんなことやられたら農業はつぶされてしまうということで、J A沖縄中央会としてもこれは絶対に許さないという趣旨のことを言っていましたので、ぜひこれは県を先頭に関係団体とも一緒になって大きな運動をやらないと、今からやらないと沖縄県の農業を守る上で非常に大事なので、ぜひ頑張ってください。

い。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 それでは1点だけお尋ねをしたいと思います。陳情処理概要30ページの陳情第182号なんですけど、まずは陳情者の長崎毅さんは個人ですか、それとも団体の役員か何かしているんですか。

○勝俣亜生水産課長 個人の方でございます。

○前島明男委員 昨日の本会議の一般質問の中で、沖縄水産高校の野球部の監督と学校長の問題が取り上げられました。大体それと似たような共通点が私はあると思うんです。というのは、お互い当事者間の意思の疎通が十分でなかったということが言えると思うんです。ここでも、こういった問題が県議会まで上がってくるということは、宮古島のほうで解決できなくて、ここまで上がってきたということだと思うんです。そして、宮古島の現地ではどこが担当窓口になっていますか。

○勝俣亜生水産課長 宮古農林水産振興センターです。

○前島明男委員 現地のほうで、宮古農林水産振興センターの所長が中に入って、両方の意見を聞いているとは思いますが、三者が一当事者と宮古農林水産振興センターの所長が中に入って、同じテーブルでそういう協議をしたことはありますか。

○勝俣亜生水産課長 今そのお話になっている美ら海連絡協議会というものには、ほとんどのダイビング業者と漁業協同組合が入っているんですけど、長崎毅氏はその席には出て来られないし、その席にこういう陳情をするわけでもないんです。そして、今まで宮古地域でそういう話し合いをしたことは、具体的に同じテーブルについてやったことはないと思います。

○前島明男委員 個人の見解あるいは誤解なのか、実際にこういった問題が起こっていないのか、現地でうまくいっているのか、この辺はどうなんですか。

○勝俣亜生水産課長 ダイビング業者などに聞いたところによりますと、長崎毅氏がおっしゃるようなこういう問題が起こっているとは聞いておりません。

○前島明男委員 漁業協同組合サイドはどうですか。

○勝俣亜生水産課長 漁業協同組合も同様であります。

○前島明男委員 最後の確認です。では、陳情に上がってきたこういう問題は、現地では一切起こっていないという理解でよろしいでしょうか。

○勝俣亜生水産課長 水産課としては、そう認識しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情平成20年第198号、陳情第123号、伊江島における黒糖工場建設についてですが、これは11ページと20ページにまたがります。そこで黒糖については、私は沖縄県の観光土産品としても大いに活用すべきだと思うんですが、要は今石垣市、竹富町、両議会を含めて、伊江島につくられた場合には非常に困るといような趣旨の陳情であるわけですね。県としては、今関係者による話し合いをしているところでもありますということは、6月議会から変わっていないんですが、その後どういった話し合いをされているのか把握していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の伊江島と西表島もありますが、基本的には需要の問題があり、やはり新しくつくったら需要と供給のバランスが崩れるんじゃないかということがあって、その場合に販売促進をどうするかとか、それから今の既存の事業の仕組みで本当に大丈夫なのかとか、そういう話がありまして、これについては、県としては仮に工場をつくるということであれば、制度を変えなければいけないんじゃないかと。要するに、今の事業の予算の中ではなかなか難しいということがあり、国にも、地域ではさとうきびというものは重要なので、やはりつくったものはしっかり手当てをしてもらう仕組みをつくらなければいけないんじゃないかということで、7月に今の需要の拡大や分みつ糖と同様の制度の支援体制ができないかということについて、国に要請をやってきております。それを踏まえて、国の状況、制度の中で枠組みができるのであ

れば、県としても、地域ではつくりたいというところがあるわけですから、そういう意味では、そういう仕組みを国として考えてもらえないかということで、今要望している状況でございます。

○当銘勝雄委員 私はかつて、やはり耕作放棄地、こういったものも含めて土地が遊んでいるところにさとうきびをつくらせて、あるいは黒砂糖をつくらせて販売する方向に進めるべきではないかということ、私は持論だったんですが、それが今需要の問題があつてということになると、これは非常に問題があると考えているんです。やはり、今黒砂糖というものが非常に見直されているという中で、需要が伸びないという一モズクもそうなんです、どういふことなのか、その辺について農林水産部としてはどう分析しているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 全体の含みつ糖の需要、平成20年の見込みの状況ですが、大体全体で3万6000トンという中で、輸入が1万1000トン、そして再生黒糖—これは白いものを黒にまぜてつくるんですが、これが1万6000トン、国産が9000トン、そのうち沖縄県が8000トン程度になります。最近の状況を見ますと、輸入黒糖は減ってきていまして、むしろ再生黒糖がふえているということで、需要としては大体3万トンから4万トンの間を動いているという状況でございます、そういう意味では、国産の純粋な黒糖をいかにPRして、ほかの再生黒糖や輸入糖よりも、付加価値が高いんだというものをしっかりPRしないといけないんじゃないかと。そういう意味では、3万6000トンの需要はあります。

○当銘勝雄委員 それで、やっぱり砂糖全体の輸入というものは、例えば加工品に使うとか何かの製造に使うとか、それは別として、やっぱり黒砂糖そのものが茶菓子としても食べられるし、あるいは今伊平屋村あたりでつくっているような一個ずつちゃんと包装して、ああいう魚の絵を書いたようなやり方をするとかなり売れるし、お土産品としても価値が高いわけだし、そういうことが可能であるわけなんです。私は沖縄県の離島の救済と、沖縄観光土産品の両面から見ても、これはやはり伸ばすべきだと思うんです。ただ、現時点で農林水産部長がおっしゃるように、分みつ糖については生産したらそれなりに制度的に見られているんだが、含みつ糖は見られていないというのであれば、それは7月に要請したと言っているんですが、要請の内容は何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 読み上げてみますと、沖縄県における広大な経済水

域の確保と我が国の国土保全の観点からも、3つの要望をしています。1つは、含みつ糖地域における沖縄糖業振興対策によって、必要な予算を確保することと、特に含みつ糖価格の著しい低下に対応した補てん措置を創設すること、それから、含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること、それから、含みつ糖の品質表示の基準や原産国表示を明確にするということ、やはり外国と分ける意味で、しっかり国産という表示を明確につけたほうがいいのではないかとということで要請をしております。

○当銘勝雄委員 いいことだと思います。要は、やはり分みつ糖と同じような状況をつくると、これは大事なことだと思います。特に、含みつ糖地域は小規模地域、あるいは離島地域、過疎地域であるわけですから、それこそ大事にしなければいけないんじゃないかと思うんです。ぜひ、それを頑張ってもらいたいと思います。それで、そういうものがクリアできれば、私は含みつ糖はどんどん生産するべきだと思うんです。結論的に言えば、農林水産部長どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 地域によっては分みつ糖ができない島というのはあるわけですから、やはり当然分みつ糖ができない地域については、含みつ糖で生産させなければならないと思います。それと、やはり沖縄は気候条件からして、やっぱりさとうきびというものは、太陽、干ばつにも強いですし、それから輸送コストの面からしても、やはり重要な作物だと思いますので、そういう意味では、やはり分みつ糖と同じような制度の創設ができるのであれば、やはり地域が生産するということであれば、そこは振興していきたいと考えております。

○当銘勝雄委員 ちょうど今台風18号がきて南大東島を直撃したようですが、いずれにしても離島地域については台風襲来も結構あるわけですし、さとうきびでしか農業経営ができないというところも結構あるわけですから、含みつ糖地域も大事にしてもらいたい。

次の質疑に移りますが、28ページの陳情第180号、先ほど渡久地委員からもありましたので、できるだけ重複を避けていきますが、このEPA・FTAが締結されますと、先ほども農林水産部長から答弁がありましたように、沖縄県の農業については壊滅的な打撃を受けるということをお答えしているわけでありますから、何としてでも守らなければならないわけです。これを阻止しなければならないわけですね。そういうことでありながら、現実的にはタイムリミッ

トが差し迫ってきているんじゃないかと思うんです。そこで、今県議会の一般質問でもやりましたが、その一つの流れの中にあると思われると見ているのが、さとうきびの新価格制度の問題、これは要するにWTO、EPA、FTAと締結をしていくと、どうしても国際的な流れの中で、日本政府は返事が得られにくいと。ですから、小規模農家をつぶして行って、私たちは農家補助金もやっていませんとかいう形の方向に持って行こうと私はしていると思うんです。それを、私は絶対に認めるべきじゃないと。沖縄県みたいに離島をたくさん抱えた地域で、そういう大規模農業に向かうような方向は、やはり考えるべきではないというのが私の考え方です。そこで、関税撤廃をされるとさとうきびもなかなか難しい。これまでの日本政府は、8%で何とかできないかときているんだが、WTOのパスカル・ラミー事務局長は、4%でも限度ですということを確認に言っているんです。4%ですと言われた場合に、タリフラインという数値がありますが、それからするとさとうきびを確保するのは難しいんじゃないかというような感じがするんです。ですから、非常に厳しい状況になるわけなので、これはほうっておけない。そこで今のような状況が進めば、今のさとうきびの新価格制度、これが非常に災いをすると思っています。まず、農家補助金を削ると、今の交付金とかは基本的には農業補助金ですよ、どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 新しいさとうきび価格制度にもっていくときに、現行の制度については国際協力に対応した支援ということで、市場原理の部分と農家に直接支払いということで2通りになっておりまして、これまではどちらかという製糖工場を通して、それから農家と。そして、今は直接支払いという形で農家に8割、あと2割について市場原理で製糖工場から行くということでは、直接支払いという形でとって、そこに対応できるということになるんじゃないかということで、国から聞いております。

○当銘勝雄委員 わかりにくいですが、いずれにしてもこういうような今の価格制度のやり方では、私はまず一つは、一般質問のときにも指摘しましたが、WTOの問題はクリアできないと思っています。もう一つは、国内の消費者との問題で、何でさとうきびだけこれだけの補助金を出さねばならないのか、となりかねないんです。そうすると、どんどん削られていくと。ますます、今のままの小農家ではだめですから、どんどん大規模農家じゃないとだめですよ。今認定農家でも、1ヘクタール以上とか、こういう認定農家は実際わずかしかないでしょう。いろんな作業形態、機械の共同利用によってとか言っているけれど、今でも6割しか該当しないと。では、どういう形にすれば、残り4割

の農家が救えるようになるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは、国とこれからいろいろ調整をしないとイケないと思いますが、6割程度は現行の中で見込まれているということですが、あと4割については要件緩和をしていただいて、その中であと4割を認めてもらうということで、県としては、国に対してすべてが対象になるように見直しをやってほしいということで要望しているところです。

○当銘勝雄委員 最後に認められたのが、防除ともう一つ中耕培土ですよ。そうすると、今後どんな作業が想定されるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず防除と中耕培土というものがありましたが、基幹作業の中で、実は共同作業で4.5ヘクタール以上という収穫面積が対象になっているんですが、それ以外に植えつけるとか、ほかでも対象が広がる形をお願いしています。要するに、収穫作業が4.5ヘクタール以上じゃないと、共同作業で認められなかったら植えつけで4.5ヘクタールでもいいですよということになることについて、要件緩和してほしいと要望しておりますし、それから防除に当たって、どうしても農薬を散布するときに共同でできない部分があります。そういう意味では、個人で計画やもろもろつくって個人でもできるようにしてほしいと。地域によっては、共同作業ができない部分があるので、そういうことも含めて農家ができる作業、現在やっている作業を中心に、要件緩和できないかという要望をしているところでございます。

○当銘勝雄委員 私は、残された要件緩和というものはそうたくさんはないと思うんです。私がそこまでできるんだったら、すべて今までどおりでいいんじゃないかと思うのが、例えば、お年寄りの皆さん方が収穫前に早く作業の分割をするために剥葉作業をしたりしているでしょう。そういうことまで、従前の農家がやっていたような作業形態まで認められているんだったら、問題は解決すると思います。そうでないと、私はなかなか解決しないと思うんです。そう思いませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要するに、農家がやって、実際にできる作業ということでお願いをしているところでございまして、それが今言う防除を中心とした形になっていまして、我々県としては、いずれにしても今の農家がすべて対象になった場合に、こういう作業になるだろうということを今お願いしていま

して、そのときに、農家がしっかりできるような形の要件緩和ということをお願いをしている状況でございます。

○当銘勝雄委員 基本的には、そういう形で全農家が対象になる一救われるような交渉をずっと続けてもらいたいと思いますが、私はこの問題というものは非常に厳しいと。ですから、もう一つの最後の問題は、これまでの一般質問でも、今の新価格制度について廃止する方向で政府に要請できないかということに対して、あのときは農林水産部長は答えていなかったんです。要するに、今のいろんな緩和やこんな要請をしていますということで終わっているんです。私としては、今の新価格制度を改定するんだというものがあります。これについては、今農林水産部長は答えにくいと思いますので、今のところは、一軒の農家でも落ちこぼれないように、県議会が6月議会で意見書を可決したように、一軒の農家も落ちこぼれないようにとりあえず頑張ってください。しかし、いずれは私は廃止の方向で取り組まなければいけないと思っています。これについては答弁はよろしいので、ひとつそのように頭に入れておいてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 3点ほどお伺いしたいと思います。まず、22ページの陳情第129号のEMの件、経過・処理方針等の中で、「EMについては農業試験場、現農業研究センター、畜産試験場、現畜産研究センター、林業試験場、現森林資源研究センターも含めて、いずれの試験においてもその効果は認められておりません。」と明記されていますが、これは後で認められたら大丈夫ですか。なぜかという、この陳情の中で、多くの自治体がこの方法を取り入れているというんですが、多くの自治体と書かれている部分で、どういった自治体か調べたことはありますか。

○本永忠久営農支援課長 沖縄県では、推進している市町村は、主にうるま市、北中城村だと思います。

○中川京貴委員 やはり、その自治体の成果も含めて調査する必要があるかという点と、悪臭防止対策としてよく畜産や豚舎とか豚などにエクセル酵素菌とかネッカリッチとかが使われているんですが、県が進める悪臭防止対策とか菌はどういったものがありますか。

○本永忠久営農支援課長 微生物で県が特に進めているものはないんですが、国段階でV A菌根菌資材という国が政令指定した菌が1種類だけあります。

○中川京貴委員 やはり、農家に対して衛生上、また悪臭とかそういった面で、国も県も補助金を出していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 詳細はわかりませんが、1つは豚舎や牛舎が集まった堆肥センターをつくる場合に、その堆肥センターに係る費用については、補助をして施設整備ということでやっていますが、微生物に補助しているかどうかについては、今担当がいないのでわからないんですが、施設整備等については今やっているということでもあります。

○中川京貴委員 これも継続審議できているんですが、前に観光商工部の中ではある程度EM菌の評価の説明はありましたが、これの食い違いは何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部で技術を普及する場合、試験をやって、例えば何年間という試験をして、そこで結果、例えば5トンとるんでしたら5トンという一つの反収がとれるよう、要するにだれがやっても反収を上げるといような再現性のある試験をやった成果に基づいて普及をしないと、この人がやったら上がらなかった、この人はよかったということでは普及できないので、我々としてはだれがやっても試験結果として同じような成果が出る部分について、普及している状況でございます。

○中川京貴委員 では、ここに書かれているとおり、いずれの試験においてもその効果を認められておりませんかということで理解していいんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そういうことでございます。

○中川京貴委員 ではEMについては終わります。

次に、26ページの陳情第177号、この件についても各委員からも質疑が出ていましたが、陳情第177号でJAおきなわのことが出ていますが、ここに書かれているように、多くの農家が農業協同組合への返済を滞納している状況であると。また、その結果農業協同組合による一括返済、差し押さえ通知、競売など有無を言わず債務整理を進め、先祖伝来の土地や農地が奪われているとあ

りますが、やはりJAおきなわも企業ですので、自分たちの企業としての仕事をしないとけないということを十分理解しております。しかし、この経過・処理方針等の中で、県が再建支援に努めていると。このJAおきなわの債権回収と業務運営についてと、調査指導を行ってまいりますと書いてあるんですが、これをいつ発表しますか。予定はいつごろですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 どのくらい時間がかかるかわかりませんが、調査はします。ただ、調査したことによって、個人情報やいろんな情報があります。これについては、なかなか今の個人情報との絡みの中でどこまで言えるかわかりませんが、あります。それと、農業協同組合法の中でも検査したものについては、なかなか公表が難しいという状況がありますので、そういう意味では、調査をして出せるものと出せないものがあると思います。

○中川京貴委員 もちろん農林水産部長が言うように個人情報がありますので、個人の名前ではなくて、陳情が出ている件数や、これは個人情報とは関係ありませんので、この趣旨にある件数、結果、競売に何件出たのか。現時点でJAおきなわの利息は幾らですか。それと、もしわかれば延滞利息－利息が払えなくて延滞する場合の、利息に対する延滞利息がわかりましたらお願いします。

○東崎信哉農政経済課長 現在、農家が借り入れしている資金の利率と申しますと、その時々で資金も変わってきておりますし、利率も年度を経るに従って変わってきておりますし、一概に言えないわけですが、恐らく合併前の借り入れですので、今と比べると高いと、数パーセント程度いっているのではないかと思います。そして、農業協同組合においては、そういう返済が滞っている農家を再建支援するために条件緩和措置というものをとっております。そして、その中では条件緩和に該当する農家に対しては、1.35%まで金利を低減して債権を支援しているという状況でございます。

○中川京貴委員 大体でいいんですが、利息に対する延滞利息というのがありますよね。それについてお願いします。

○東崎信哉農政経済課長 今手元に資料がございませんが、違約金を取る場合の延滞利息は約15%程度ではないかということです。

○中川京貴委員 ぜひ、経過・処理方針等の中にあるように、調査指導、調査をして指導を行っていくという方針が出ていますが、それをぜひ公表していただきたいと。できたら、いつまでに大体やるという方針を示して、この陳情が先ほど出ていましたので、調査していただきたいと。農家のための農業協同組合である意味でも、これをしっかりやっていただきたいという意味で質疑しておりますので、これについて農林水産部長しっかり調査をして、県議会に報告してください。

○東崎信哉農政経済課長 先ほどもありましたが、個人情報や法律に抵触しない範囲の中で、指導した内容については公表したいと思います。

○中川京貴委員 農林水産部長、少し食い違いがありますが、個人名を聞いているんじゃないんです。ここに書かれているように、多くの農家が農業協同組合への返済を滞納している状況で、農業協同組合による一括返済があると書いてあるとおりなんです。競売に何件出たのか、またそういった債務整理が実際あったのか、先祖伝来の土地や農地が奪われたとか、最後のほうには自殺者もふえているというような状況が書いてあるんです。そのことを私は聞いているんです。名前を公表するとかではなくて、競売にかけられた農家は何件出たのか、これは裁判所ですぐに調べられると思いますが。

○比嘉俊昭農林水産部長 実態調査をして、何件あるという報告はできると思います。

○中川京貴委員 次は、30ページの陳情第182号、これもずっと継続審議できているんですが、これも前の説明では、この陳情が出されている違法表記を行っているということについて、リーフレットを訂正して指導したということで、もう落ち着いたのかと思っておりましたが、その下のほうで自浄作用は期待できないと陳情が出されておりますが、これについて解決していないというのは、意見の食い違いなんですか。

○勝俣亜生水産課長 リーフレットについては、任意で徴収しているか、強制して徴収しているかというところが争点になっているわけですが、リーフレットの中で、強制ですかということに、はっきり違いますと書いてありますので、実際にダイビング事業者等に聞いても、強制して取っているという実態はありませんので、こちらとしては意見の食い違いだと認識しています。

○中川京貴委員 それともう一つ確認したいのは、この美ら海協力金は、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合、伊良部町漁業協同組合、それと地元のダイビング事業者と一緒に協賛しながら進めているということで、私はこれはよいことだと思っておりますが、この件について陳情を出された方は何名いるんですか。陳情者の名前は一人しか出ていませんが、一人なのか団体なのか教えてください。

○勝俣亜生水産課長 正確な数はわかりませんが、この陳情書にもほか数名という書き方をされておりますので、うちでは確認しておりませんが、数名いらっしゃると思っております。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時23分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 まず、30ページの陳情第182号の美ら海協力金のリーフレットについて、よろしくお願ひします。経過・処理方針等の中で、当該協議会に対して改善を指導しているところでありますということで、皆さんからいただいたリーフレットがこちらにあるんですが、このリーフレットでよろしいんですか。陳情の内容からしますと、このリーフレットは協力金ではなく寄付金だとか、いろいろ名称をかえたほうがいいのか、わかりやすくしたほうがいいのかという提言がまず1つにあるんですが、この協力金に対して、寄付金だとかいう内容そのものの表現の仕方というものも含めて指導しているというお話なんですか。

○勝俣亜生水産課長 名称については、別に実態が任意であり強制で取っているという実態がない場合ですので、別に協力金という名前が不適切とは考えていません。

○仲宗根悟委員 今確認したいのは、陳情者が訴えている陳情要旨の中にも出てくるんですが、皆さんが改善をしていないと。ただ、こちらに書かれている協力チームというか伊良部漁業協同組合を初め、加盟している15事業所の協力いただいている皆さんですよ。その方々がリーフレットを出しながらも、皆さんの中で履行していないという、違法行為が行われているんじゃないのというものが陳情者の内容だと思うんですがいかがですか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、水産課長がリーフレットの内容について補足説明を行う。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 これは中川委員もおっしゃっていたように、リーフレットそのものがゴチャゴチャして書き込みが多くて、コンパクトにできないかと前にも申し上げたんですが、皆さんもこの部分ではなくて、全体的に利用者がわかりやすいような内容で、リーフレットというものはつくるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 いま水産課長が説明したところの2行ですが、これについては美ら海連絡協議会と調整をして、直す方向で今検討しております。そして、全体の内容そのものについては、改めて再度、美ら海連絡協議会にそういうことでできないかという話をしたいと思っております。

○仲宗根悟委員 次に、24ページの八重山の戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内のアカキナノキ原状回復及びキナ展示林の設置に関する陳情について、少し御説明いただきたいんですが、この経過・処理方針等の中では、沖縄県においても野外で生育しているものがほとんどないんだと。その表現からして、ビニールハウスないし屋内でしか育たない植物だという受けとめ方をしているんですが、陳情者の言う敷地内で平和を象徴する、犠牲者を慰めるようなモチーフだというとらえ方をされていると思うんですが、これは実際に敷地内ではできないということなんですか。

○長間孝森林緑地課長 一応、アカキナノキというものは、戦争マラリア犠牲者慰霊之碑の前のほうに植えてありますが、非常に塩害に弱いということで、平成13年3月に当時の文化環境部平和推進課のほうで八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内において、20本ほど植えております。20本ほど植えたんですが、木の性質が非常に塩風に弱いということで、20本のうち19本は枯れて、現在1本しか残っていないということで、生育環境が本当に限られているという状況の樹木でございます。

○仲宗根悟委員 それで、陳情者は敷地内の原状回復を求めているんですが、それで展示林の設置というものがあるんですが、展示林の設置というものは敷地内なんですか。その関係はどうなっていますか。

○長間孝森林緑地課長 陳情者の篠原武夫会長のほうからは、展示林について沖縄本島北部地域の明治山等の県有林でという要望がございますが、明治山のほうは米軍の提供施設であるとか、北部農林高校の演習林であるとか、株式会社沖縄造林のほうに貸しているという部分でほとんど植える場所がないと。それから、先ほど申し上げたとおり、非常に塩風に弱いものですから、県内の屋外ではなかなか、ほとんどありません。そういう関係で、展示林の設置については、まずこれが本当にどういうことをすれば育つのかどうか、この辺を含めて沖縄県森林資源研究センターのほうで調査、研究をした上で、展示林の設置については検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 これは、八重山のマラリア犠牲者に係る展示林を沖縄本島内の北部地域に設置してもらいたいというのが、八重山の皆さんからの陳情なんですか。

○長間孝森林緑地課長 これに関する陳情はもう一件ございまして、これは文化環境部が所管しておりますが、現在1本残っているアカキナノキの保全についても図ってもらいたいという陳情がありまして、これについては文化環境部、それから八重山事務所のほうと連携しながら、文化環境部から今いろいろ相談を受けておりますので、農林水産部としても、残った1本については、一緒に連携しながら保全について調整を今進めております。

○仲宗根悟委員 あと1件だけ、22ページのEMについてお聞かせをいただきたいと思うんですが、6月定例会のときに瑞慶覧委員からの資料要求というこ

とで資料をいただきましたが、非常に専門的でどう見てよいのかよくわかりませんが、また専門チームと相談もしながらやりたいんですが、実際には中川委員も言ったように効果があるという方々もいらっしやいまして、皆さんの試験結果からして、その効果は認められないという内容で結論づけられているんですが、どうも試験の仕方、栽培の仕方なのかと思ったりもするんです。試験のパンだとか、あるいはどこまでこうなのかと。例えば、ピーマンの試験結果、まず最初に見られるのがそうなんですが、まず化学肥料だとかいろいろ項目を4つに分けてありますよね。もちろん化学肥料は即効性で出ると思うんですが、その試験でできた作物というものは、化学肥料、微生物、4つに関連して、育たないのか、あるいは差が非常にあったのかということをもっと聞いていたんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 EMというものは商品名のことですね。その商品でもって試験した結果、なかなかデータとして効果が少なかったということでありまして、微生物そのものを否定する話ではありません。

○仲宗根悟委員 もう一度最初の質疑に戻るんですが、先ほどの4つの化学肥料からいろいろ出ていますが、EMを施した圃場からは、生育が悪いとか育たなかったとかいうようなことなのか、その点はいかがでしょうか。

○本永忠久営農支援課長 いろんな資材を比較して試験した結果、特段にEMの効果が上がったというデータが得られていないということです。

○仲宗根悟委員 今ピーマンなどの野菜で調べてあるのとかいろいろありますよね。その4つのできた作物を、虐待検査というのでしょうかー持ちがいいとか悪いとか、あるいはできてきた野菜を分解して、成分がどうだったとかという検査までもされているんですか。

○本永忠久営農支援課長 生育状況であるとか、要するに収穫量、できたものの品質、商品価値があるのかないのかとか、そういったものの細かい化学分析まではやっておりません。

○仲宗根悟委員 化学分析とかいうのではなく、物ができると3日間でおれてだめになるとか、あるいは持ちがよいとか悪いとかいうようなことの検査ではないということですか。

○本永忠久営農支援課長 先ほど申し上げたとおり、収量、生産量がほかの資材を使ったものとどのくらい差があるのかとか、できたものの品質の比較、そういうような試験をやっております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 経過・処理方針等の24ページ、陳情第150号、先ほど仲宗根委員からも質疑がありましたが、八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑のアカキナノキの問題ですが、私もちょうどそのころ石垣市議会にありましたので、平成13年6月23日の慰霊の日のセレモニーの中で植樹祭があったんです。そのときに20本植えて、各会の代表たちが植樹したんですが、その後8年が経過して1本しか残っていないというのはいかがなものかと思えます。それで、どういう管理をしてきたのか、その辺を教えてくださいませんか。

○長間孝森林緑地課長 平成13年3月に、県の文化環境部平和推進課のほうで、八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内に、アカキナノキ20本を植栽しております。その同年6月23日の慰霊の日ですが、沖縄県企画開発部八重山支庁が、石垣市主催の戦争マラリア犠牲者追悼式とあわせて、アカキナノキの植樹式を実施しております。当時は、苗木については八重山平和祈念資料館の監修委員だった篠原武夫氏が入手して、海洋博覧会記念公園のほうで苗を育てて、その苗を持ち込んで植えたと聞いております。文化環境部の平和・男女共同参画課のほうで所管しておりますが、管理について、植栽した当時は、造園会社のほうが管理していたということで、その後、相次ぐ台風でどんどん枯れて、現在1本残っているということでございます。

○辻野ヒロ子委員 マラリアの特効薬として、キニーネの原料になるということで大変貴重な木なんですね。先ほど森林緑地課長がおっしゃったように、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団の花城良廣常務理事が、種を栽培して苗にして送られたという話も聞いているんです。そういう中で、県はそのとき、きちっと例えば管理する方に委託するとか、そういうことができなかったのかと。もったいないですね。せっかくこういう貴重なものを植栽なさせて、その後そのままにして20本のうち1本しか残っていないという厳しい状況を、どう受けとめていらっしゃるのか。そのときに、石垣市や八重山戦争マラリア遺族会、

森林組合とか、そういうところに委託してやれば、20本育ったのではないかという思いもあるんですが、いかがですか。

○長間孝森林緑地課長 先ほど申し上げたとおり、実はこの木は文化環境部の所管になっているものですから、農林水産部としてこの話がきたというのは、要請があって初めて対応しておりますので、現在でもまだ文化環境部の所管になっておりますので、今後、文化環境部と連携しながら、協力して保全について取り組んでいきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 たった1本しか残っていませんが、今後どのように管理していかれるおつもりなのか。例えば、さくをつくるとかいろんな方法があると思うんです。ネットを張るとか支柱を立てるとか、そういうことも含めてですが、大変貴重なものですから、石垣市も心配しているところなんです。今後、残された1本でもきちんと管理してもらいたいと思うんですが、その思いをお聞きしたいです。

○長間孝森林緑地課長 一応、現在1本残っておりますが、農林水産部も文化環境部と協力しながら生育の適地を探して、移植も含めて保全対策を検討して、特に八重山戦争マラリア遺族会の皆さん方とも連携しながら、検討していきたいと考えております。そして、移植する場合の候補地として、潮風害の影響の少ない場所ということで、現在調整しているのは、石垣市の第2苗畑という市の苗畑がございますので、その谷間の部分が適当じゃないのかということで、八重山農林水産振興センターのほうと連携しながら取り組んでいきたいと。そして、土地も石垣市有地になっておりますので、移植後の管理も含めて、石垣市、八重山事務所、それから農林水産振興センターと連携しながら対応していきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 貴重な1本なので、ぜひ大事に育てていただきたいと思います。塩害や土壌が悪いとかありましたら、今おっしゃっているようなところに移植してもらおうとか、それでせつかくですから、花城良廣財団法人海洋博覧会記念公園管理財団常務理事がフィリピンから入手した種があるとか、それを苗にしてもっと追加して植えさせたらどうかという思いもあるんですが、そういう話などはございませんか。

○長間孝森林緑地課長 苗木のほうの件ですが、現在八重山森林組合の育苗ハ

ウスに数カ月前に発芽した苗が、約15本残っております。これも含めて、八重山森林組合とも連携しながら、苗木の活用も含めて、県の森林資源研究センターのほうと連携して、育苗試験等も一緒にやっていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 発芽しているのがあるなら幸いですよね。そういうことであれば、ぜひ、これは先ほども文化環境部との関連もありますし、大変貴重な産業化になるんじゃないかと。この成分がかなり評価されているんですよ、いろんな意味で。そういうことでは、観光商工部とお互い横の連携をとりながら、これをもっと沖縄全島で広げるような考え方も必要かと思うんですが、ぜひ先ほどおっしゃっていた森林資源研究センターとも連携をとりながらやっていただきたいんですが、これは普通の木とは違って貴重な植物であるということを再認識していただいて、皆さんの意に沿うように、また八重山戦争マラリア遺族会の皆さんの思いが通じるように頑張っていたいただきたいんですが、最後に農林水産部長の答弁を求めたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 今お話があった件については、いろいろまた植栽としてどういうところがいいのか、それと自然生態系のほうも少し研究しないといけない部分があるようですね。実は、国際自然保護連盟というところがありまして、世界の外来侵入種のワースト100に入っている話も今聞こえてきているので、やはり生態系がどうなったとか、植えたときにどうなったとかを含めて、調査して植栽も含めて検討しながら、今の展示林についてはしっかりやっていきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 次に、あと1件ですが、先ほど当銘委員が話ししていた陳情平成20年第198号と陳情第123号、同じ陳情ですが、伊江島の黒糖工場の建設にかかわる問題ですが、その件について先ほどいろいろ質疑がありましたが、実際去年の含みつ糖もまだ黒糖が残っているという、波照間製糖で製造したもの以外はほとんどJAおきなわも含めて在庫がまだまだあるという状況を少し聞いているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○山城毅糖業農産課長 平成21年の去る9月現在の在庫状況なんですが、生産量が8036トンございまして、そのうちの1171トンが9月現在で在庫として残っております。

○辻野ヒロ子委員 こういう状況で、特に竹富町は小浜製糖工場、波照間製糖

工場、西表製糖工場の3工場があるんですが、ほとんどの方がさとうきびをつくっている中で、現実には厳しいということが話し合いの中でもあったと思うんですが、先ほど当銘委員の質疑の中で、要請書の話が出たので先ほどいただいたんですが、これで8月に要請をされていますが、それについて答弁とかはどうきいているのか、回答がきているんだったら教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要請をしましたら、予算の確保や支援の仕組みについて考えていきたいと思いますという話は受けています。ただ、具体的にこれからどうしようという話はないのですが、仕組み方について検討しようという話がありました。

○辻野ヒロ子委員 やはり、落としどころは含みつ糖の補償の問題だと思うんです。分みつ糖のようにきちとした制度をつくってもらいたいというのが農家の皆さんの希望なんです。だから、そのあたりをもっと強く要請していただかないと、この問題は解決しないと思うんです。北部振興策での予定ということなんですが、新政権になってどう変わっていくかわかりませんが、その辺もきちっと農家の皆さんのことを考えていただかないと、安心して農業ができないという農家の戸別所得補償の問題も出ていますが、どこまでどういくのかという、とても不安の中で今農家の皆さんがおりますので、そのあたりを今の状況として、地元との話し合いなどをやる予定はないでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり、今の含みつ糖地域については需要の課題もあるし、生産もふえたときの支援はどうするかという話もありますので、このことについては、話し合いをしていきたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 先ほど、やはり在庫がかなり残る状況の中で、厳しいさとうきび生産の農家のことですから、議会のたびによく竹富町のほうから苦情が来るんですね。だから、それをきちっとやっていただかないと、この問題は難しいんじゃないかと思うんです。それで、ぜひ農家の皆さんのことを考えて、農林水産部長、しっかりと頑張っていただきたいと思いますので、そのあたりでとめておきたいと思います。よろしくお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 合意形成がまず第一ですので、しっかり合意形成をとりながら、いろいろ進めていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第129号のEMの件ですが、一般質問の中でも聞きましたが、私の友人や知人に、実際実践している方がいるんです。これは肥料から土づくり、また汚水を浄化して利用するという、農場でもそうですが家でも実践している人がいます。その方は、県の普及指導員の方でもあるんです。そして、実際現場で浄化槽の汚水を最終段階で飲んで見せるぐらいにーさすがに自分は飲むまではできませんでしたが、においては本当になくなる、また植物も生き生きしているんです。また、下のほうの水たまりは本当に浅いんですが、魚も泳いでいるというか、やっぱりすごいなというのは、素人目でも感じるんです。どうでしょうか、この厳しい農林水産部の評価になっているんですが、それを再度調査ということではなくても、実際実践している方がいらっしゃるわけですから、その聞き取り調査をぜひお願いしたいと。

○比嘉俊昭農林水産部長 実は平成7年とことしの9月にーこれは十分かどうかわかりませんが、一応聞き取り調査をやっていますが、その中で評価がいろいろありまして、何らかの効果があるとするものや、効果がない、わからない等いろいろまちまちの評価がありまして、それで過去に使用したが効果がないということで、使用していない農家もいるようです。例えば、菊の農家でしたらよかったという話で、それだけ生産現場ではいろんな要因で左右されるんじゃないかということで、その効果がEMそのものなのか、あるいはほかの要因なのか、いろいろな状況があるものですから、我々としては今試験データでしか農家には出せないものですから、そういうことで我々の聞き取り調査では、それぞれそういうことがあったということです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 一点だけです。今、先ほど来さとうきびの話が出ているわけですが、これは陳情とも若干関連すると思うんです。さとうきびというものは、やっぱり制度とか補助金に守られている部分があるので、これだけ沖縄県にさとうきび農家が多い中、さとうきび産業というか、国の農商工等連携事業、こういうものをかまして、さとうきびをつくとすぐ黒糖になるというか、サーターになるという発想から、ほかにもう少し県が中心になって、新た

なるさとうきび産業の創出というものは絶対必要になってくると思うんです。例えば、今さとうきびの粉末をつくっている人がいるんですが、その人は補助金をかまさないで、1トン3万円で農家を買っているんです。そういう人がもう出始めてきたわけです。だから、そういう意味では、新たなるさとうきび産業へのトライということを考えていただきたいということと、そういう方向で動こうとしているかどうかを農林水産部長にお伺いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、黒糖について実は試験をやっています、黒糖の機能性調査の解明をやったところです。動脈硬化や血圧上昇への抑制作用があるとか、それから抗酸化作用があるというような報告が出ています。ですからそれを受けて、今度の2月補正の中で、沖縄黒糖ブランド確立戦略事業という予算をいただきまして、それで黒糖の新製品の開発をやろうということで、特に黒糖の機能性を生かした新製品にしようということで、今事業を推進しているところでございます。

○玉城満委員 これは黒糖ですよ、さとうきびがそのまま何か生まれ変わるみたいな、そういうものは。

○比嘉俊昭農林水産部長 この辺も含めて今後検討していかなければならないと思いますが、さとうきびの表皮のところにワックスがありまして、そこにいるような有用物質があるようです。それが、化粧品でしたら紫外線カットに有効だとか、そういう材料が出ているようですので、そういう意味でも少しさとうきびそのものについても、これからいろいろ事業化を一先ほどおっしゃったような農商工等連携事業とか、そこら辺をもう少しこれから研究していきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まず28ページのEPA・FTA関連なんですけど、農産物関連でいうと自由化という問題は、きょうの新聞等によると、農家への戸別所得補償制度ということで少し動き始めているんですが、FTAに係る農産物の自由化の対策として、その代案として農家への戸別所得補償方式というのは、対応できる制度だと思いますか、御意見はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の戸別所得補償方式については、農林水産大臣が推進本部長になって、平成21年度から事業をやって、正式にはその後の2011年からやるということですので、今どういう形でやるかというものを、まず県のほうとして把握していないということで、それからどういう形で県としていろいろ関与していくかというものが、まだ見えない状況なんです。ですから、そういう意味では、その辺が見えて初めて、これからいろいろどうしようかという話になると思いますので、そこら辺はやはり、国の取り組みも見ながら対応を検討することになると思います。

○座喜味一幸委員 きょうの新聞で、まず農家への戸別所得補償方式については、生産費とか生産料等のデータがしっかりしている米から始めようということも出ていますね。これは、結局米を中心にモデルを試行していくというのですが、結果として米をつくっている農家の所得を補償するとしても、食用米を初め加工米、飼料米等々が自由化によって、もし入ったとするならば、日本の米そのものも、要するに自由競争のもとにさらされてしまいますと、結局米をつくってだぶつく、そしてできたものをどうさばくのかというようないろいろな問題が出てきて、当面農家の所得を一米をつくっている農家の生活を見ても、農産物の自由競争と需給の関係というものが物すごく崩れてきて、私はこの農産物の自由化促進ということで協定を進めていくという前提だったならば、この7割の国土で生活をしている農村、農業の第一次産業の地位、地帯というものは、結局は生活が成り立たない、あるいは生産が成り立たない、そして生産が成り立たなければ生産しなくても農家の所得を補償するというような形になってしまうと、極めて農業の生産、自給率の向上ということからすると、これは致命的な問題ではないのかと思うんですがどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今国がどんな方針で、どういう形で進めようかというものが少し見えないものですから、なかなか答えにくい部分があります。それで我々としては、やはり先ほども話ししたとおり、少なくとも今の農家と同意なり確保する仕組みをしっかりとやってほしいという制度に対して、農家が不安にならないように、制度についてお願いしますということの要請をしっかりとしないといけないと思います。

○座喜味一幸委員 やはり農業というものは、カルチャー—要するに地域の文化とか伝統だとか、あるいは水源涵養だとか緑を守るとかというような多面的な機能を持っていて、日本の文化とかというものの歴史の中で大きなウエート

を占めてきている部分ですよ。そういう意味で、農産物の自由化問題というものは、我々特に農山村というものは、極めて本気で取り組まないといけないし、これは重要な課題だと思っているので、危機意識を共有していくという意味においては、これは村が崩壊する、島が崩壊するぞというぐらいの危機感を持って、しっかりと取り組んでいかないといけない大きな政策だと思っているんです。だから、そういうものの中で、やはり我々の島の肉用牛を含め、さとうきび、パイン等々自由化というものが、もし完全に実施されてしまうとひとたまりもない。そういう意味では、本当に島をどうするのという大きな問題があるので、極めて大きな政治的な課題、しっかりとデータを整理したり資料を整理して、やはり県議会とも連携しながら、しっかりと取り組んでいかなければならない課題だと思いますので、当局においては、その辺は早目に情報を整理して、沖縄県においてF T A、E P Aが極めて危ないというか、進めてはいけないものかということ、しっかりと連携していきましょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは、全国的な非常に大きな課題ですので、全国とも連携しながら、それと農業協同組合、市町村、県議会も含めて全県挙げて、しっかり対応することが必要だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が2件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情の2件につきましては、前定例会にて説明した処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

では、新規陳情について御説明いたします。説明資料の3ページをお開きください。

陳情第174号の2地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用した中小業者支援に関する陳情、陳情者は沖縄県商工団体連合会会長山川恵吉、陳情要旨は省略し、それぞれの事項に対する処理方針を中心に御説明いたします。

1. 小規模修繕工事等希望者登録制度を県内全自治体に広げ、実施自治体へ補助制度を創設することについて、処理方針を御説明する前に、小規模修繕工事等希望者登録制度を県が実施することにつきましては、総務企画委員会に付託されており、住宅リフォーム助成制度を県が実施するとともに、県内全自治体に広げ、さらに実施自治体への補助制度を創設することにつきましては、土木委員会に付託されていること、以上2点について、あらかじめ申し上げます。

それでは、1. 小規模修繕工事等希望者登録制度を県内全自治体に広げ、実施自治体へ補助制度を創設することについて、観光商工部の処理方針を御説明いたします。本制度は、県内では宜野湾市、沖縄市、浦添市、うるま市、西原町の5つの市町で実施されており、本制度を実施するかどうかは、各自治体の主体的判断によるものと考えております。

実施自治体への補助制度につきましては、本制度は、入札参加資格のない事業者を名簿登録し、公共工事を発注するという制度であることから、補助制度になじまないものであります。

次に4ページをお開きください。

2. 中小業者の固定経費、機械、車両の買いかえ等への補助制度を創設することについて処理方針を述べます。固定経費や機械設備等の取得費用への補助は、民間企業間の公平な競争を妨げる可能性があることから、制度創設は慎重に行う必要があると考えます。また、膨大なコストを要する可能性があるため、補助対象や範囲をどう設定するか等、クリアすべき多くの課題があります。

県では、研究開発等のハイリスクな取り組みを行う企業等に対して、リスク低減のため試作品開発に必要な最低限の機械装置等の購入費用を一部補助しており、直接収益につながる機械設備及び運転資金については、低利の県融資制

度や財団法人沖縄県産業振興公社の行う機械類貸与事業等の低利な割賦・リース制度で支援しています。

次に、3.原油・原材料高騰対策支援資金、中小企業セーフティーネット資金を返済10年、据え置き2年に改善し、原油・原材料高騰対策支援資金の申し込み窓口を商工会、商工会議所のほか、市町村窓口でも申し込みできるよう改善することについて、処理方針を述べます。沖縄県は、原油・原材料高騰対策支援資金、中小企業セーフティーネット資金を緊急経済対策として実施していることや、中小企業を支援する立場から融資条件の緩和に努めているところがありますが、返済期間の延長等の変更を行うには、金融機関との調整が必要であります。また、原油・原材料高騰対策支援資金の認定申込先を市町村に拡大することは、市町村の事務量の増大につながることから、市町村の理解と協力が必要であります。

次に5ページをお開きください。

4.小規模企業対策資金や小口零細企業資金等の県融資制度の運転資金、設備資金、いずれも返済10年、据え置き2年に延長すると同時に、金利の引き下げ、利子補給及び保証料の補助制度を創設することについて、処理方針を述べます。融資条件については、県としてはできる限り中小企業者に有利な条件となるよう努めておりますが、返済・据置期間の変更、金利の引き下げ等を行うには、金融機関との調整が必要であります。利子補給については、現行の県融資制度の仕組みを大きく変えることになり、財政負担や事務手続等で多くの課題があることから、長期的な検討が必要になると考えております。

なお、保証料補助については、現在も実施しており、事業者の保証料負担の軽減を図っております。

次に、5.県の融資制度に低金利で一本化ができる借換融資制度を創設することについて、借換融資制度については、アンケート等で中小企業者の要望を把握するとともに、他県の制度内容、実施状況等を参考にしながら、金融機関や信用保証協会とも調整して、創設の可能性について検討していきたいと考えております。

次に、6.信用保証協会の相談窓口充実のために、廃止になった中部支所の復活と北部支所を設置することについて、処理方針を述べます。沖縄県信用保証協会は、業務の合理化、経営効率化及び迅速化を図るために、人的資源の集中化、組織のスリム化が重要であることから組織の見直しを行ったものであり、中部支所の復活と現行の北部連絡所を北部支所にするということについては、困難であるとのことであり、沖縄県としましても、組織の見直しはやむを得ないものと考えております。なお、中部においては中部分室を設置し、相談機能を

残しております。また、北部では、北部連絡所が設置されており、保証案件の申し込みを受理しております。

もう一件、新規陳情がございますので、処理方針を御説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情第176号所得税法第56条の廃止を求める陳情、陳情者は沖商連婦人部協議会会長喜友名洋子、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

所得税法第56条は、家族経営を行っているような自営業者の事業所得の算定において家族従業員の給料を必要経費に算入しないことを定めた条文と認識しております。

なお、県は国税である所得税について述べる立場ではございませんが、平成21年3月24日の参議院財政金融委員会で質疑が行われており、その中で財務大臣が研究する旨を発言しておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第174号の2、6件ありますが、一つ一つお聞きしたいんですが、この6項目をひとつ聞く前に観光商工部長、沖縄県中小企業の振興に関する条例というものが制定されています。これは、沖縄の中小企業の非常に重要な役割、中小企業を振興する、そういう目的でつくられたと思いますが、中小企業の振興に関する条例はどのような目的でつくられたのか、一言二言でまず御説明ください。

○勝目和夫観光商工部長 沖縄県のほとんどが中小零細企業ということで、これから沖縄県が自立していくためには、県では企業誘致やいろんなことをやっていますが、まず地元で働いて頑張っている人たちを、もっとこ入れしない

といけないと。そして、これまで中小企業対策というものは、どちらかという
と商工会や商工会議所などいろんなところではらばらに行ってきたところがあ
りまして、これをまとめて、そういう組織をつくって効率的に—今まで逆に情
報がなかなか伝わらないというような流れもありまして、そういうことを含め
て、既存のものをまず集めて、効率的に対応していこうと。その上で、さらに
新しい制度等を創設して、中小企業をてこ入れしていこうという流れでござい
ます。

○渡久地修委員 それで、これから1番目から6番目までをお聞きしたいんで
すが、ぜひ中小企業を守り育てていくという観点から必要で、県でできるもの
はやっていくということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、1点
目、小規模修繕工事等希望者登録制度、これは補助制度になじまないと書いて
あるんですが、なじまないというのはどういう意味ですか。余り理解できない
のですが。

○勝目と夫観光商工部長 この制度を登録する、しないというような話がまず
ありますので、登録制度自体をシステムとして確立してくれということですの
で、その後そういう内容の補助などが出てくるのかと。まず登録資格の話だ
と理解しております。

○渡久地修委員 皆さんはなじまないと書いてあるんです、県の補助制度にな
じみませんと。これはおかしいんじゃないですか、なじまないと書いてあるこ
とが。そして、現に全国ではやっているんですよね。補助制度は、必ず入札で
ないと補助できないとかいろいろあるんですか。

○勝目と夫観光商工部長 少し先ほど話ししましたように、これは登録する仕
組みそのもののお話です。そして、補助制度になじむかなじまないかは、この
陳情案件で土木委員会のほうに付託されている住宅リフォーム制度への補助と
か部分的なものはございますので、そこはまた土木委員会のほうで議論される
ということになります。

○渡久地修委員 私は、この住宅リフォームに係る部分は土木委員会へ、それ
から小規模修繕工事等希望者登録制度を県が実施することというものは総務企
画委員会にいったということ自体私は不思議なんです、そして、これに関連
するのでお聞きしますが、中小企業、いわゆる入札にも参加できないような小

さなところの中小企業をいかに支援していくかという制度なんですよね。住宅リフォーム助成制度もことしに入って全国に広がっていますよね、これは非常に効果もある。そして、この不景気の中で、中小業者はとても助かっていると喜ばれている制度なんです。だから、それを単なる皆さん方の発注するところでの考え方で、土木委員会に回したり総務企画委員会に回したりしているんですが、中小企業を育成するという立場からは、皆さん方がこういった制度をつくって、そして発注する土木建築部や総務部などに協力を依頼するというのが皆さん方の役割だと思うんですが、そういったことをしないで、いや、これは発注するのは土木建築部です、これは総務部ですというのは、私はこの中小企業育成という皆さん方の本来の趣旨を放棄したものだと思うんですが、皆さん方として、今言った工事登録制度、住宅リフォーム制度などを、やはり推進していくという立場をつくった上で、実施していくために実施する側はどうですかというんだったらわかるけれども、どうですか。私が言っている意味がわかりますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 登録制度自体は総務企画委員会のほうに付託されておりますが、我が部としては中小企業支援という立場から、どう対応するのかということだと思っておりますが、ただ、我が部としては登録制度そのものの全体の話とは別に、中小企業支援としてはやはり登録にノミネートできるように、例えば経営基盤の問題と受注体制、この大きな2つがあると思うんです。そして、経営基盤を強化する、受注体制を強化する、これが我が部の支援の基本の柱だと考えております。

○渡久地 修 委員 だから、県の入札参加資格に合致しないとかいろんなそういう人たちをどう支援するかであって、全国で今411の自治体で小規模修繕改善の工事契約をやられていて、鳥取県でもやられているんです。例えば、これはどういったものかということ、学校が一番わかりやすいと思いますが、学校の小さな机だとか、いろんな黒板の修理とか、そういったものをあらかじめ登録していたところに、いろいろさせましょうというようなやつなんです。例えば、この県議会の委員会の机が壊れた、これを大きなところに発注するにはあれだから、小さなところにさせましょうとか、そういうところで入札に参加できない業者が、私たちが登録させてくださいと。そして、何かあったら私たちにも仕事を回してくださいというものなんです。そういう、とても小さなところの話なんです。だから、これは私は県でもやってほしいし、市町村がやっているところに補助もしてほしいし、だからこれは中小企業を所管する皆さんのほう

で、今言った3つのものは全国の例も含めて、検討していく必要があるのではないですか、すぐなじまないということで切り捨てるのではなくて。

○勝目 和夫 観光商工部長 切り捨てではなくて、中小企業組合制度等を活用して、例えば、国が証明する官公需適確組合という組合をつくって受注機会を得るということで、県内にはちなみに15の組合があつて、182の事業所が集まっています。どういうところかという、例えば、印刷屋や赤瓦の組合やシロアリ業者など、やはり個々の企業では非常に小さいところが、そういう組合をつくって一官公需適確組合というものを国に証明させて、それを受注していくということを、我々としては推薦しているところであります。

○渡久地 修 委員 私たちが言っているのは、そこにも入らないような小さなところの話をしているんです。だから観光商工部長、これ以上あれなので全国の事例も調査をして、小規模修繕工事等希望者登録制度、県内でもやられているし、それから住宅リフォームを県で実施することも含めて、全国の事例も含めて県として調査してもらえますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 では、総務企画委員会と土木委員会がありますので、相談したいと思います。

○渡久地 修 委員 だから、私は中小企業を振興する立場の皆さんとして、全国で調査してくださいと言っているんです。そうしなければ大変でしょう。

○勝目 和夫 観光商工部長 調査、情報収集等を行っていきたいと思います。

○渡久地 修 委員 私たちは、これを引き続きやっていきたいと思つたので、よろしくをお願いします。

それと3項目と4項目め、これは今の経済危機のもとで中小企業にとっては死活的な問題だと思うんですが、県がやっているこういったセーフティーネット資金だとかの10年返済、2年据え置きだとかに広げていっているというものがふえていていると思つたんですが、全国の実施状況について把握していたら教えてください。

○勝目 和夫 観光商工部長 全国では、こちらの要望にあります10年返済の融資制度が28都道府県で対応しているという情報でございます。

○渡久地修委員 6月28日で、31都道府県ではないですか。

○勝目と夫観光商工部長 6月1日で28都道府県、そして九州では5県ありまして、融資の返済期間を10年としたのが5県、そのうち3県で据え置き期間を2年としているという状況は把握しております。

○渡久地修委員 6月1日で28都道府県と言っていましたが、私の手元では6月28日付で31都道府県になっているものだから、とにかく30前後の都道府県でやっており、どんどん広がっているので、これは金融機関との調整が必要ということなんですが、県としてはこのように返済10年、据え置き2年に改善したいという意向は持っているということで理解していいですね。

○勝目と夫観光商工部長 中小企業を支援する立場としては、借りやすい条件がそろふことは、よいことだと思っております。

○渡久地修委員 では、ぜひ金融機関と全力を挙げて調整して実現できるようにやっていただきたいと思ひます。

○勝目と夫観光商工部長 金融機関だけではなくて、いろんなところと調整をしながら検討して進めていきたいと思っております。

○渡久地修委員 それと3項目めの商工会、商工会議所だけではなくて、市町村窓口でも申し込みできるようにということに対して、市町村の理解と協力が必要だということなんですが、これは理解と協力を得るために県は頑張りますということで理解していいですか。

○比嘉清市経営金融課長 やはり窓口が広くあるということは、中小企業者の利便性にも役立ちますし、市町村でも取り扱ひができるようなお願いはしていきたいと思うんですが、この原油・原材料高騰対策支援資金が緊急な措置のために、急な調整ができないという事情もあって、ほかの小規模なところは市町村が窓口をしておりますので、できないというお話ではありません。頑張ってみたいと思ひます。

○渡久地修委員 少しせかすようですが、いつまでにですか。来年度からは実

施できるように、ぜひ頑張りたいと言ってもらえたらいいんですが。

○比嘉清市経営金融課長 現在ある県の融資制度について見直しをしまして、その中でそういうスキームもあわせて見直しをしております。次年度の予算にも向けて、そういう中で市町村の理解を得られるかどうか検討させていただきたいと思います。

○渡久地修委員 市町村もそうですが、ぜひ頑張ってください。金融機関もぜひそれで頑張ってください。

そして5番目の借りかえ制度ですが、創設の可能性について検討していきたいということで、これも皆さんはぜひ実施するというように私は受け取っているんですが、全国の状況はどうなりますか。

○比嘉清市経営金融課長 全国では33県が制度として借りかえの融資制度を持っております。

○渡久地修委員 観光商工部長、検討していきたいと、これも非常に私は前向きにやると理解をしているんですが、これも次年度からと理解してよいですか。

○比嘉清市経営金融課長 実は借りかえについてはいろんなリスクの発生や金融機関の経営の問題もあって、なかなか難しい状況ではあるんです。ただ、信用保証協会の保証制度の中には、借りかえ保証というものがございまして、それと抱き合わせというか、あわせてできないのかどうか、いろんな観点から検討していきたいと思います。ただ、金融機関との調整が難しい状況ではあります。

○渡久地修委員 特に、皆さん方は何度も県知事を先頭に沖縄県の自立経済と言っているわけですね。そういう意味では、中小企業の育成というものは非常に大事ですので、そして県民所得も全国の7割と低い状況のもとで、こういった制度というものは非常に死活にかかわる問題ですので、ぜひ全力を挙げてやっていただきたいと思います。最後に、沖縄県信用保証協会の沖縄本島北部地域と中部地域、これも私は沖縄本島北部地域の人たちの話を聞きましたが、やはり申し込みなどは向こうで受理できても、何度も那覇市のほうに通わないといけないと。そうなってくると、ただでさえ毎日の仕事に追われている人たちが、名護市からずっとこっちに通って大変だと、何とかしてほしいというも

のがあるんです。ですから、県としても見直しはやむを得ないと考えておりますというのは、沖縄県信用保証協会の側に立った答弁であって、中小企業の立場には立っていないような感じがするんですが。もっと中小業者の立場から見ると、やはりこの人たちは物すごい不便を強いられていると思うんですが、これは何とか改善する必要があると思うんですが、観光商工部長いかがでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 沖縄県信用保証協会の職員一人当たりの保証承諾、保証債務残高等の経営効率を示す数値が全国平均に比較して、やはり下位のほうで一致しているということで、沖縄県信用保証協会の立場に立った視点ではないんですが、やはり業務の効率化、省力化というような話を我々は承っているところであります。そして、沖縄本島北部地域についても今後どうしていくかというのは、なかなか難しい問題ですが、利便性の話やホームページの案内ということで、なるべく沖縄本島北部地域の中で業務が集約できるような方法がないか相談していきたいと思います。

○渡久地 修 委員 ぜひ、これも含めて本当に借りる人たちの立場に立ったやり方ができないか、実情ももう一回聞いてみて検討していただきたいと思います。1から6まで、きょうはよい答弁が出たのでぜひ頑張ってください。そして、最後に所得税法第56条の廃止を求める陳情で、家族経営、それから家族従業員の給料を必要経費に算入しないということで、中小企業の皆さんは非常に経営にも苦しい状況になっているんですね。そして、ここでいう家族経営、家族従業員、経費に算入されていないという人たちがどれくらいいるかという実態というものは、ここでわかりますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 正確な実態ではなくて、おおよその調査で、例えば平成19年度の就業構造基本調査によりますと、沖縄県の労働者が63万4000人、自営業者が7万9000人、家族従業者が2万2000人となっております、大体全体の63万4000人のうちの2万2000人ですから、3.5%ぐらいは家族従業者ではないかと想定されます。

○渡久地 修 委員 そして、この人たちの家族の給料が必要経費に算定されていないということで、これは非常に古い昔の法律でこれが縛られているということで、これを廃止してほしいというのが全国で広がっていますが、今全国で124の自治体でこれを廃止してほしいという意見書がもう既に上がっています。

これはどんどん広がっています。そして、これが皆さん方の経過・処理方針等では、財務大臣が研究する旨の発言をしているので、今後の国の動向を注視したいということなのですが、これがなくなれば今いった2万2000名の方々は非常に助かると。中小企業は、これで少しは息を継ぐことができると理解してよいでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 一応、部内でいろいろ議論した中で、基本的には家族従業員というものは、そういうもので対応できることは非常によいのではないかと考えておりますが、ただ状況に応じては、事業収入が少ない世帯では家族従業員を従業員とすることで、税の負担がふえるケースもありますので、それはケース・バイ・ケースではないかと考えております。

○**渡久地 修 委員** それで、所得税法第56条で家族経営のものを認めないといわれたのが、青色申告なら認めますとか税の上で差別されていて、国会では白色申告でもこれはできるんじゃないかということになって、ここにあるように、当時の与謝野財務大臣が、これは研究しますという答弁をして、それから財務省の加藤治彦主税局長はきちんと真摯に、税制抜本改革の中できちんと研究していきたいと答えています。そして、当時民主党の参議院議員も－これは民主党の税制調査会の会長代行ですが、この人も、本当にしっかり議論しなければならない、大変よい御指摘をしていただいたと感謝しており、しっかり議論を俎上にのせていきたいと思っています、ということなので、やっぱりこれはそういう方向で廃止をして中小企業を守っていくという立場から、この時代おくれのものはきちんと変えていくということが求められていると思います。これは、ぜひその意見書を提出してもらいたいという県議会への要望ですので、これは私たちは私たちできょうの質疑も参考にしながら、検討していきたいと思えます。

○**玉城ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○**仲宗根悟 委員** 経済労働委員会陳情に関する説明資料の4ページの3番、今観光商工部長の答弁で、返済期間の延長等の変更を行うには、金融機関の調整が必要だということで、重ねてその金融機関に働きかけたいというようなことだったと思うんですが、確認の意味で、もう一度答弁をお願いします。

○**勝目和夫観光商工部長** やはり、金融機関等の意見が非常に強いところがありますので、その件は調整していきたいと。県も、アンケート調査などでニーズをきちっと把握したいと思っております。

○**仲宗根悟委員** いま中小企業の中で、もちろん運転資金や設備資金を借り入れしている企業が、業績が少し伸び悩んで返済をもう少し延ばしていただいたら緩やかになるかということで、銀行のほうに申し入れに行きますと、借入金の変更という形になるのでしょうか。その場合に、銀行が企業につけるランクというか通知表がありますよね。優、良、可とか要注意とかというようなランクがつけられて、利息はもちろん企業側としては延ばしていただくだけですから、延びた分だけ多く利息を払うわけなんですよ、遅くはなっても。そして、銀行も短いより長いほうが利息をどんどん取って行って、理屈からすると収入はかなり得ると思うんですが、ランクによっては利率が変わってくるんだというような訴えがあるんです。今まで、仮に4%で利用していたものが、延ばしたことによって4.1%とか2%に膨れてくるというようなものが今実情としてあるというんです。そして、このセーフティーネットの資金を使った場合に、延ばしていただきたい、わかりました、と銀行と相談しながらやるとして、今みたいなお話が発生するのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**比嘉清市経営金融課長** 県の融資制度については、借りかえ制度は小規模企業対策資金だけが借りかえの仕組みが適用できまして、これについては、今おっしゃるようなランクが変わるということはございません。金融機関のプロパー資金においても一たしか去年だったと思うんですが、金融機関は金融庁が指導する監督機関であります。中小企業向けの金融検査マニュアルというものの大幅な改正があって、いわゆる借りかえをしても条件変更をしても、ランクは変えないというような金融検査マニュアルの改正があって、それを実行するように金融庁では強く指導しているようです。

○**仲宗根悟委員** 経済労働委員会陳情に関する説明資料の5ページの6番目、経過・処理方針等の中で、一番末のほうなんです。沖縄本島中部地域においては中部分室を設置し、相談機能を残しております。そして、沖縄本島北部地域に関しては保証案件の申し込みを受理しておりますというような内容ですが、陳情者が求める廃止になった中部支所の復活と北部支所の設置なんです。その相談機能や保証案件の申し込みそのものは、旧態依然として沖縄本島中部地域は中部で、それから沖縄本島北部地域は北部でやっていますよという内容

なんですが、これに変わりはないんですか。

○比嘉清市経営金融課長 中部支所のほうでは、廃止前は5名の人員が配置をされていて、いわゆる求償権の支払いや、そういった事務もやっていたものを、本所に集約したということになります。この経過・処理方針等の中に詳しく書いていないんですが、やはり限られた経営資源を生かして中小企業のためにサービスを提供するためには、やはり周知をしてサービスの質を高める必要があると同時に、今いろんな保証制度が出ているんです。それに対応するためにも、どうしても人員を本所に集約する必要があるということであれば、県としてもやむを得ないということをお願いしております。

○仲宗根悟委員 では、その相談機能までしかできない部分と、保証案件の申し込みまでしかできないというような受けとめ方でいいわけですよね。そして、実質資金を利用するための窓口というものは、沖縄本島中部地域や北部地域ではできないということですか。

○比嘉清市経営金融課長 保証の申し込みは、普通大多数が金融機関を経由していきますので、そうではない人の内容が不備であるとか、そういうものが実際窓口で相談をしたり保証を受けられるかどうかの相談をするということになっておまして、もちろん中部支所で相談窓口しか残っていないことについては一人数が少なくなったことについては、若干の利便性の低下はあるとは思いますが、全体的には維持されているという理解です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第130号、これはEMについてなんですが、実は午前中の農林水産部に対して同じ陳情者から、趣旨は違いますが、EMの講習会を開催してほしいという陳情があったんです。この議論がありますし、皆さんに対しては、EMを基盤に我が国の国際貢献の最前線基地を沖縄で引き受けることに関する陳情ということで、経過・処理方針等が出されておりますが、農林水産部の考え方と観光商工部の考え方が、まるっきり違うんじゃないかと私は受けるんです。農林水産部は否定的、観光商工部は肯定的といってもいいんじゃないかと思うんですが、部間でそこら辺の調整はよくされていますか。

○勝目和夫観光商工部長 部間でEMについて議論はしておりません。

○当銘勝雄委員 農林水産部に陳情している中身と、皆さんに出している陳情とは少し違いはしますが、いずれにしても、EMに対する効能・効果について聞いているわけです。ですから、県段階でそういったものを出すときは、ある程度調整されたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ここで皆さんに対してどうのこうのと言いませんが、ぜひ課長段階あたりで、あるいは技術担当段階あたりで調整してほしいと思います。そして前回から出されておりますから、それを見て、陳情の経過・処理方針等について変更があれば変更があるとか、そのようにやってほしいと思っておりますがどうですか。

○勝目和夫観光商工部長 EMの効能・効果について、正式な話は部間でやってはいないんですが、もちろん情報交換などはいろいろやっております。そして、農林水産部のほうとしては、過去そういう実証をやった結果という話も聞いてはおります。基本的に、商品の機能・効能が効くというものは、企業の責任によるところと我々としては理解しております、エビデンスも含めて。そして、そういう技術開発とか協力とかバイオテクノロジーとか、これは我が部として進めておりますので、そういう企業からそういう申し入れがあれば、既存のシステムの研究対象のスキームの範囲内で協力できるのであれば、それは全然やっていきたいと思っております。

○当銘勝雄委員 要するに、同じ微生物に対することに対して、やはり私は県の立場というものは、ある程度同じような考え方で統一されていいんじゃないかと思うんです。ですから、そういうことで聞いているんです。実は、私もどちらかという、世界的にも、特に東南アジアあたりでEMというものは非常に効果的ですよということで、沖縄県のマスコミも一緒になってやっておりますー宣伝もしておりますが、私もそれは実は信じたんです。しかし、私が農林水産部長のときにも、皆さん効果がないとか言っているが本当か、もう一回やってくれということで、実は無理に再試験をさせたんですが、同じような回答が寄せられて、6月議会でもそういう議論がなされて、実は農林水産部から資料が出されてきていたんですよね。それもやはり同じような中身になっているわけなので、同じものに対して答えが2つというのはよくないんじゃないかと。ただ、皆さんは微生物という言葉の使い方をしているので、微生物という意味では、私もEMだけではなくて別の微生物もわかります。それについても、やはり効能試験をやりながら、県として統一的なものを出すべきじゃないかと

私は考えます。ということで、固定的にされては困るので固定しないでください。今後の皆さんのそういった調整を待ちます。ということで、また次の11月議会あたりの一般質問などで聞くかもしれません。以上です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第10号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情19件の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたしま

す。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情19件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情16件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど、採択いたしました陳情第176号所得税法第56条の廃止を求める陳情及び陳情第180号E P A・F T A推進路線の見直しを求め、米F T Aの推進に反対する陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて休憩中に御

協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、所得税法第56条の廃止を求める意見書及びWTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することなどで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての所得税法第56条の廃止を求める意見書及びWTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子